

プレス・エンタープライズ社事件判決（一九八四年一月一八日）

Press-Enterprise Company v. Superior Court of California

（当事者）

申立人 プレス・エンタープライズ社  
相手方 カリフォルニア州上級裁判所

（事案）

カリフォルニア州上級裁判所での十代女子の強姦殺人事件に対する公判で、陪審員候補に対する選定手続が開始される前に、申立人は選定手続を公衆及び報道機関に公開するよう申立てた。州はこの申立てに反対し、もし報道機関が同席すれば陪審員の反応は率直さを欠くものとなり、公正な裁判が保証されないと主張した。事実審裁判官はこれに同意し、申立人に対し、「一般的」選定手続に同席することは認めたが、「個別的」選定手続には同席を認めなかつた。これにより六週間の選定手続は、三日間を除いては公衆に対して公開されなかつた。陪審員が選定された後、申立人は、選定手続の完全な調書を公表するよう申立てたが、

甲第4号証記文

弁護人及び検察官は、調書の公開は陪審員のプライバシーの権利を侵害すると主張した。裁判所は、申立人の申立てを認めず、被告人が有罪とされた死刑の判決を受けた後、調書公表を求める申立人の第二の申立てを棄却した。申立人は、次に、カリフォルニア州控訴裁判所に対して、事実裁判所に調書の公表および陪審員選定手続の非公開命令の取消しを義務づける令状の発布を請求した。この申立ては棄却され、カリフォルニア州最高裁は口頭弁論の請求を棄却した。

（結論）

原判決（カリフォルニア州控訴裁判所判決）取消し、差戻し

（法廷意見要旨）（バーガー長官執筆）

B II

本件を考えるにあたつて、公開の「権利」を被告人と公衆との間でいかに分配するか、あるいはこの「権利」は双方を利するものであつて制度に内在する要素とみるかは重要ではない。公正な裁判を受ける被告人の権利より上位にある権利

は存在しない。しかし、被告人の権利が至上のものであるといつても、陪審員選定手続に出席するという公衆の権利は公正さを増進させるものであって、被告人の権利と切り離すことは困難である。

このように、公開審理は、現在においても、英國からの独立以前の何世紀にもわたってと等しく、司法制度の中で重要な役割を果たしている。公開の価値は、公判に実際に同席していない人々が公正さの基準が遵守されていることを信頼しうるということである。誰でも傍聴できるということが確かであれば、確立された手續は守られ、それから逸脱すれば分ると確信できる。このように、公開は、刑事司法制度にとって不可欠な、刑事公判の基本的公正さと公正らしさを共に増進するのである。

（中略） 公開の推定はやむをえない利益によってのみ覆されるのであり、これは、非公開が、より高度の価値を保持するために不可欠であり、かつ、そのためのものとして広範に失しないという認定に基づかなければならぬ。この利益は、非公開命令が適切なものであったか否かを上訴審において判断しうるよう、詳しい事実認定を附した上で明らかにされなければならない。以下、本件において公開の推定が覆されたか否かを判断する。

### III

陪審員選定手続のうち三日間は公衆に公開されたが、手続は六週間公開されなかつたのであり、報道機関による調書請求は拒絶された。上級裁判所は、非公開命令及び調書否定命令の根拠として二つの利益を主張している。すなわち、被告人の公正な裁判を受ける権利と、「慎重さを要求される領域に関する特殊な経験は・・・公開の討論に親しまない」ことを理由とする陪審員候補のプライバシーの権利である。もちろん、陪審員選定過程における基本的公正は被告人の権利であり、やむをえない利益である。しかし、修正六条及びプライバシーという利益によって長期にわたる非公開が認められるというカリフォルニア州裁判所の結論は、公開法廷によって実際にこれらの利益が侵害されるおそれがあつたことを示す事実認定に基づいてはいられない。したがつて、この非公開が正当なものであつたか否かを判断することは不可能である。たとえ、非公開を根拠づける事実が存在したとしても、事実審裁判所は、陪審員選定手続の証言へのアクセスを否定するにあたつて、保護しようとする陪審員候補の利益を守りうる他の代替手段が存するかどうかを考慮していらない。非公開に代わりうる代替手段を考慮しなければ、事実審裁判所が陪審員選定手続を非公開としたことは違憲である。

陪審員選定手続での質問は、時により、陪審員候補のきわめて個人的な問題として、他の者に知られないようによることが正当と認められるような事項にわたる場合があり、このような場合にはその者のやむをえない利益が生じることがある。この事件は、十代の女性に対する強姦に関するものである。質問によつては、陪審員候補の正当なプライバシーの権利の対象となる場合がある。たとえば、陪審員候補は、裁判官に対して直接に、自分ないしは家族の一員が強姦されたが、その事件が明るみにされること自体による困惑や精神的打撃のために起訴を求めるかかった事実を伝えるかもしれない。このような陪審員候補のプライバシーの権利は、前述の歴史的価値及び手続公開の必要性と衡量されなければならない。

公正さを保持すると同時に正当なプライバシーの権利を守るために事実審裁判官は、陪審員選定手続を常にコントロールしなければならず、かつ、陪審員候補たちに対しては、慎重さを要求される質問の性格が明らかにされた後、公開の場での質問には困惑すると考える個々の陪審員は、弁護士が同席し記録はとられるが、非公開の場で自分の問題を述べる機会を請求しうる旨を伝えておくべきである。

陪審員候補にこのような積極的な請求を求めるにより、事実審裁判官は、

非公開が重大なプライバシーの権利を侵害すると信じるに足る根拠が実際に存するかどうかを確認することができるのである。この手続によれば、不必要的開示の危険を最小限にすることができる。裁判所の健全な裁量の行使によって、ある人は陪審の職務から外されることになるかもしれない。限定的な非公開が命じられれば、審理の公開によって保護しようとする憲法上の価値は、後に合理的な期間内に、非公開とされた手続の調書を開示することによって満たしうるかもしれない。このときには、裁判官は、開示しても陪審員の正当なプライバシーの権利が保障されることを確認することになる。この場合であっても、正当なプライバシーの権利によつて、困惑を防止するため、調書の一部が非公開とされ、陪審員の氏名が秘匿されることがありうる。

本公判において裁判官は、信じ難いことに、六週間の陪審員選定手続を非公開とすることにあたつて、他の代替手段を考慮しなかった。その後、裁判所は、調書について、その中の「情報のほとんどすべて」は「退屈でつまらないものである」としながらも、これを公開しなかつた。調書のうち合理的なプライバシーの権利の対象となるものについては、このような包括的な非公開命令がなくとも秘匿することができたはずである。事実審裁判官は、なぜ調書がプライバシーの対象に

なるのかを説明しなければならない。

陪審員のうち何人かが、その回答中に保護すべきプライバシーの利益を有していたと仮定しても、事実審裁判官は、陪審員選定手続における情報へのアクセスを否定する広範な命令が、慎重さが要求され、プライバシーの保護に値する情報にのみ限定されなかつた理由について何らの説明もしていない。さらに、関係する陪審員の氏名を明かさずに、慎重さが要求される情報の内容を開示できないかについても考慮がなされていない。

したがって、事実認定が必要とされる明確性をもってなされていないだけではなく、非公開及び調書の全面的非開示に対する代替手段も考慮されなかつたのである。事実審裁判官は、保護すべき個人の氏名を伏せるために必要とされる範囲だけを、非公開としなければならないのである。

#### IV

控訴裁判所の判決を取り消し、本件を、本意見に抵触しないよう差し戻す。

## 甲第4号証訳文